

お知らせ



70歳から74歳の国保自己負担割合 平成22年3月末まで1割に据え置き

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの皆さんには、医療機関において1割または3割の負担をお願いしています。

制度の改正により、平成21年4月から、70歳から74歳の人のうち一定以上（現役並み）の所得がある人以外は、窓口での負担が1割から2割に引き上げられる予定でした。しかし、この改正が引き続き凍結され、平成21年4月から平成22年3月末まで、現在の1割負担が据え置きとなりました（ただし8月に、前年の所得をもとに負担割合が変更される場合があります）。対象者には新しい被保険者証を4月1日以降のご使用に間に合うように、順次郵送する予定です。

なお、一定以上の所得のある人（3割負担）および後期高齢者医療制度に加入している人は、窓口での負担割合および被保険者証の変更はありません。

■対象者

70歳から74歳まで（後期高齢者医療制度被保険者を除く）で、被保険者証の一部負担金の割合欄に「2割（平成21年3月31日までは1割）」と記載されている人

■一部負担金

病院などで診療を受けたときは、かかった費用の1割を負担していただきます。ただし、一定以上の所得のある人は3割を負担していただくこととなります。

被保険者区分	負担割合
一般の人	1割
一定以上の所得のある人 ^(※)	3割

※同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の70歳から74歳の国民健康保険被保険者がいる人

問 市民課国民健康保険係

☎(80) 1 1 4 3

長寿医療制度

平成21年度の保険料は？

長寿（後期高齢者）医療制度の保険料は、その算出に用いる均等割の額および所得割の率は同じ値を2年間使用することになっています。

制度開始2年目となる平成21年度は平成20年度と同様になります。

被保険者均等割額 (被保険者全員が納める額)	37,400円
所得割率 (所得割額を求めするための率)	7.12%

$$\text{保険料} = \text{所得割額} + \text{均等割額} \\ (\text{所得額} \times \text{所得割率}(7.12\%)) \quad (37,400 \text{円})$$

○保険料の軽減措置

平成20年度については8月に臨時的な軽減措置が設けられましたが、平成21年度からは次のようになります。

☆均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得の合計に応じて均等割額37,400円が軽減されます。

世帯の所得の合計	軽減割合	
	平成20年度	平成21年度
33万円以下	7割が8.5割に一律変更	9割 被保険者全員の年金収入が80万円以下の場合 7割 9割軽減に該当しない人
33万円 + (24万5千円 × 本人を除いた被保険者数) 以下		5割
33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数) 以下		2割

○仮徴収額決定通知書をご確認ください

保険料を年金から直接納めていただく人については、3月下旬に仮徴収額決定通知書を郵送します。これは、一昨年の収入をもとに仮に計算した保険料を4月・6月・8月の年金支給月に納めていただく額をお知らせするものです。

今回、手紙の届かない人については7月に保険料額が決定次第お知らせします。

☆所得割額の軽減

被保険者の所得額が一定額以下の場合所得割額が軽減されます。

所得額	軽減割合	
	平成20年度	平成21年度
基礎控除後の所得が58万円以下 ※年金収入額で153万円から211万円		5割

☆被用者保険の被扶養者に対する軽減

被用者保険(国民健康保険以外の健康保険)の被扶養者だった人は、平成21年度についても軽減措置が設けられました。

所得額	軽減割合	備考
平成20年度	均等割額を平成20年9月分までは10割、10月分以降9割軽減する	年額1,800円
平成21年度	均等割額を9割軽減する	年額3,700円(予定)

※被用者保険の被用者保険の被扶養者に対する軽減措置は加入から2年間適用されます。

問 市民課高齢者医療年金係 ☎(80) 1 1 4 2